

大磯町個人情報保護条例の一部を改正する条例

大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）の一部を次のように改正する。

（大磯町個人情報保護条例の一部改正）

第1条 大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に、「第24条」を「第24条の4」に、「第6章 是正の申出（第28条・第29条）」を「第6章 雑則（第28条～第34条）」に改める。

第1条中「上で個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第3条第1項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第4条中「事業者は、個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第5条中「町民は、個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第9条の見出し中「利用」を「特定個人情報以外の個人情報の利用」に改め、同条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「当該実施機関内部若しくは実施機関相互において」を削り、同項各号列記以外の部分中「又は」の次に「当該」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、特定個人情報については適用しない。

第11条第1項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。

む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第12条中「実施機関は、個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

「第3章 開示及び訂正の請求」を「第3章 開示、訂正及び利用停止の請求」に改める。

第13条第1項中「除く。以下」を「除き、個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（第18条及び第24条の2から第24条の4までの規定を除く。）において」に改め、同条第2項中「者の代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）」を、「前項の」の次に「規定による」を加える。

第14条第1号中「いう。）」の次に「（前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示の請求をした場合にあっては、当該本人）」を加える。

第16条第2項中「代理権を有する者」を「その代理人」に改める。

第18条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第20条第3項中「本人」の次に「（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示の請求をした場合にあっては、当該開示に係る個人情報の本人の代理人）」を加える。

第21条第1項中「に規定する方法により開示をするときは、当該」を「の規定による」に改める。

第24条に次の1項を加える。

5 実施機関は、第2項の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。

第3章中第24条の次に次の3条を加える。

（個人情報の利用停止を請求できる者）

第24条の2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたとき、第9条第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項、第9条の2又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第11条第3項の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

（利用停止の請求方法）

第24条の3 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止の請求に係る個人情報の内容

(3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止の請求について準用する。

（利用停止の請求に対する決定等）

第24条の4 実施機関は、前条第1項の規定による利用停止の請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をする旨の決定（利用停止の請求に係る個人情報の一部の利用停止をすることとする場合の当該利用停止をする旨の決定を含む。以下同じ。）又は利用停止をしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第17条第3項及び第19条の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「第1項」とあるのは「第24条の4第1項」と、「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「30日」とあるのは「60日」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、第19条中「第17条第1項」とあるのは「第24条の4第1項」と読み替えるものとする。

第25条中「第17条第1項」の次に「、第24条第1項」を加える。

第6章を削る。

第30条第1項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調

査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により行政機関(同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。)が提供を受けた行政記録情報(同条第10項に規定する行政記録情報をいう。)に含まれる個人情報

第30条に次の1項を加える。

- 4 第24条の2から第26条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手續が定められているときにおける個人情報の利用停止については、適用しない。

第7章中第30条を第28条とする。

第31条第1項中「から個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同条を第29条とする。

第32条中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加え、同条を第30条とする。

第32条の2第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第31条とする。

第33条中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加え、同条を第32条とし、第34条を第33条とし、第35条を第34条とする。

第7章を第6章とする。

第2条 大磯町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1項を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、本人の同意を得ることが困難であると認めた場合において特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、第1項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、

当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

4 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

第24条の2第1項第1号中「第9条第1項」の次に「若しくは第9条の2」を加え、同項第2号中「第9条の2」を「第9条の3」に改める。

第3条 大磯町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第1項ただし書中「ために特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第20条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の次に「又は当該個人情報に係る電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、実施機関が提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。

第24条第5項中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第24条の2第1項中「含む」を「含み、情報提供等記録を除く」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の施行の日(平成27年10月5日)から、第2条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から、第3条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の第6章の規定によりされている是正の申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

平成27年9月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄